

## 徳島県へき地保健医療計画（案）の概要について

### 1 計画策定の基本方針

#### （1）計画の趣旨

国の「第11次へき地保健医療計画の策定指針」に基づき、新たに本県の実情に応じた「へき地保健医療計画」を策定し、へき地保健医療対策の充実を図る。

#### （2）計画の基本方針

県をはじめ、市町村、関係機関の役割を明確にし、それぞれが与えられた役割を着実に実行することにより、へき地保健医療対策を総合的かつ計画的に推進する。

#### （3）計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5年間

#### （4）計画の対象となる地域等

無医地区・無歯科医地区等、へき地診療所等が設置されている地区

### 2 へき地保健医療対策の課題

#### （1）医師の確保

- ・ 各圏域の医療提供体制をバックアップする大学病院や中核病院等における医師の確保
- ・ へき地医療の担い手として、高い志と能力を持った人材の中・長期的な養成

#### （2）へき地における医療提供体制の確保

- ・ 代診医派遣ニーズに対する「へき地医療拠点病院」の体制強化
- ・ 新たな救急搬送システムの確立

#### （3）へき地における歯科診療体制の確保

- ・ 地元市町村や地域歯科医療機関との連携による口腔ケア・歯科医療の提供体制の充実

#### （4）へき地の医療機関で従事する看護職員の確保

- ・ 様々なライフステージに応じたきめ細かな確保・定着対策の推進
- ・ 医療関係者や福祉関係者との連携を図り、的確な判断、適切な看護技術の提供

### 3 へき地保健医療対策の目標

「へき地における医師の確保」及び「へき地の医療提供体制の充実」を図る。

## 4 へき地医療提供体制を構築する各主体の役割

### (1) 県の役割

- ・ へき地保健医療計画に基づく諸施策の総合的な実施
- ・ 総合的な診療能力を有する「総合医」及び「専門医」の育成支援

### (2) へき地医療を担う医師、医療機関等へき地医療関係者の役割

- ・ へき地等における医療提供体制の確保
- ・ 総合的な診療能力を有する「総合医」の育成

### (3) へき地を有する市町村の役割

- ・ 医師確保や診療所における医療機器の整備などの地域医療確保対策の推進
- ・ 生活環境や休暇や研修に対する代診の確保など勤務環境の整備

### (4) 医療を受ける住民の役割

- ・ へき地に勤務する医療従事者の実情理解、適正受診、地域医療を支える意識の醸成

## 5 へき地保健医療対策に係る具体的支援策

### (1) 地域医療支援機構の強化

- 地域医療を担う医師のキャリアプランの作成 ②② - →②④作成
- へき地診療所等への医師派遣日数 ②② 約900日/年 →②⑦ 1,000日/年

### (2) へき地医療を担う医師の確保

- 自治医科大学の単年度入学者3名確保 ②③～②⑦隔年ごとに3名確保

### (3) へき地医療を担う医師の動機付けとキャリアパスの構築

- 地域医療研修の参加者数（累計） ②② 106人 →②⑦ 225人

### (4) 働きやすい勤務環境や生活環境の整備

- 医師事務作業補助者の設置支援 ②③～②⑤社会実験の実施
- 地域医療を考える県民フォーラム等の開催（毎年度） ②③～②⑦毎年度開催

### (5) へき地の医療提供体制に対する支援

- へき地診療所等の整備（三好市） ②③整備（三好市山城地区）
- ドクターヘリの導入・運航 ②④導入・運航
- 医療情報システム（遠隔画像診断等）の構築 ②⑤構築

### (6) へき地の歯科医療体制の充実

- 在宅歯科診療の推進（在宅歯科医療連携室整備事業の実施） ②③～ 推進

### (7) へき地医療機関に従事する医療スタッフの養成・確保

- 准看護師養成に係る教育環境の整備（県西部における准看護師の育成） ②⑥整備
- 看護職従事者数（常勤換算） ②② 11,625人 →②⑥ 12,640人

